

“働き方改革関連法” 労務管理セミナー

昨年6月29日“働き方改革関連法”が成立し、本年4月1日から順次適用されています。各企業に於いても、人事・労務管理に大きく影響する法改正であり、その対応に鋭意取り組まれていると思います。

つきましては、当協会支部で「部長・課長・係長・所長・店長」などの「管理監督者、労務担当者」等に対して、労働基準監督署より「労働行政の動向等」をご説明頂くと共に元労働基準監督官（社会保険労務士）を講師として「“働き方改革関連法” 労務管理セミナー」を下記により開催致します。会員の皆様を始め、関係各位の方々に是非ご参加頂けますようご案内申し上げます。

なお、FAXにより、予め質問をいただければ、当日会場で回答させていただきます。

- 日 時 令和元年11月8日（金）13時30分～16時35分
- 会 場 関西労働衛生ビル 6階 講習室 大阪府中央区常盤町2丁目1-12
- 定 員 60名（定員になり次第、締め切らせていただきます。）
- 講習内容

13:00～	開場受付開始
13:30～14:05	（第1部）労働基準行政の動向・”働き方改革関連法”等について
14:05～14:10	同上の質疑応答
14:10～14:15	休憩
14:15～16:00 ※休憩含む	（第2部）”働き方改革関連法”の具体的内容 ①時間外労働の上限規制 ②年休取得 ③勤務間インターバル制度 等 ④同一労働同一賃金関連法の改正について
16:00～16:30	職場のパワーハラスメントの防止について
16:30～16:35	質疑応答（予め、FAX（06-6941-3710）でお寄せ下さい）

- 参加対象 管理監督者（部長・課長・係長他）・労務担当者等
- 講 師 元労働基準監督官 / 社会保険労務士 山本晃子氏
- 受講料 会員2,000円（北大阪労働基準協会支部会員の方）※第1部のみ参加は無料
一般3,000円（その他の事業場所の方）※テキスト代、消費税を含む
- 資 料 「労働基準法等関係法令のあらまし」・「働き方改革関連資料」他
- 申込要領

申込書を、予め FAX（072-846-5414）のうえ、申込み後14日以内に受講料を銀行振込願います。
ご入金を確認できましたら FAX にて、受講票を送信させていただきます。

公益社団法人大阪労働基準連合会北大阪労働基準協会支部

〒573-0023 枚方市東田宮1-6-4 ☎ 072-846-2173

「働き方改革関連法」 労務管理セミナー申込書

FAX 0 7 2 - 8 4 6 - 5 4 1 4

受講希望日	令和元年 11月8日 (金) 13時30分～		
事業所名		業種・ 事業内容※1	
担当者名		労働者数※1	
所在地	〒		
電話			
FAX			
会員種別	北大阪協会支部 ・ 支部(大阪中央、天満)～3支部共催 連合会 、 地区協会会員 、 非会員		

受講番号※2	職名	受講者	備考

参加区分	A:1部・2部共参加	B:1部のみ参加	○印をつけてください。
------	------------	----------	-------------

※1 個人でのお申し込みの方は記入不要です。

※2 受講番号の記入は不要です。

- 申込書を、予めFAXのうえ、申込後14日以内に受講料を銀行へお振込み願います。
ご入金を確認できましたらFAXにて、受講票を送信させていただきます。

【振込先】

銀行名	りそな銀行 枚方支店		
預金種別	普通預金	口座番号	6114466
口座名義	公益社団法人大阪労働基準連合会北大阪労働基準協会支部		

- この受講申込書でご提出いただいた個人情報は、今回お申込みいただいたセミナーの受講者資料として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。